

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成24年度
計画主体	七ヶ宿町

## 七ヶ宿町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名：七ヶ宿町産業振興課

所在地：宮城県刈田郡七ヶ宿町字関126

電話番号：0224-37-2113

FAX番号：0224-37-2468

メールアドレス：shichi22@town.shichikashuku.miyagi.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ
計画期間	平成24年度～平成26年度
対象地域	宮城県 七ヶ宿町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

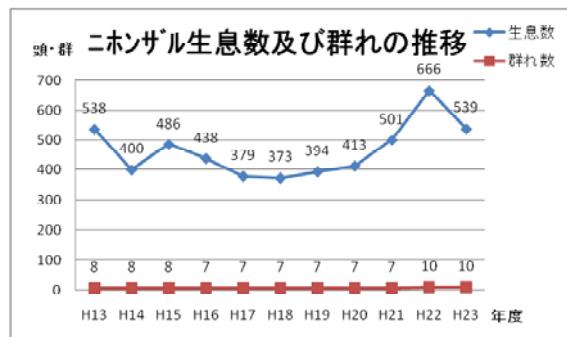
### (1) 被害の現状（平成23年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
ニホンザル	水稻	71万円	0.6 ha
	豆類(大豆)	7万円	0.2 ha
	野菜(大根、かぼちゃ外)	25万円	0.1 ha
	果樹(桃、りんご)	57万円	0.3 ha
	いも類(馬鈴薯)	7万円	0.1 ha
	スイートポテト	7万円	0.3 ha
	そば	5万円	0.5 ha
小計		179万円	2.1 ha
イノシシ	水稻	153万円	1.3 ha
	いも類(ばれいしょ)	9万円	1 ha
小計		162万円	1.4 ha
合計		341万円	3.5 ha

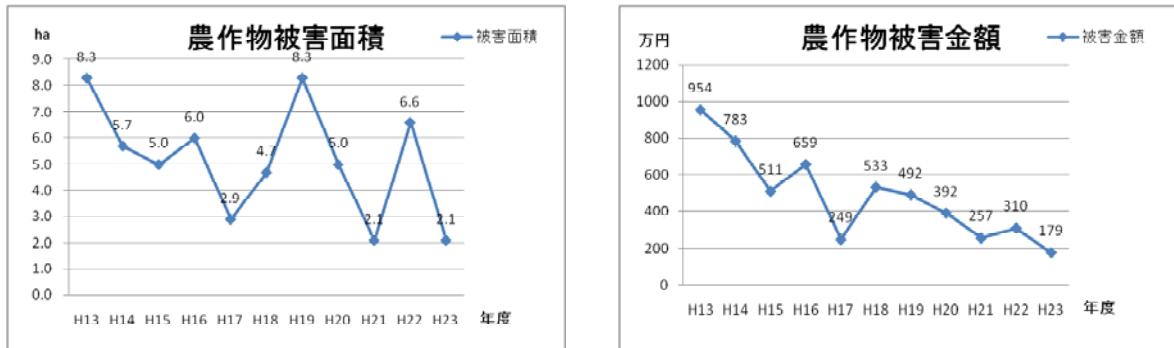
### (2) 被害の傾向

●ニホンザルは、町内全域において群れを形成し生息している。被害の傾向にあたっては、農作物全般において被害をもたらしているが、特に水稻と果樹類の被害が多く6月から11月の生育期から収穫期にわたり被害が発生している。生息数及び群れの数も増加傾向にある。

#### ○ニホンザル生息数及び群れの推移

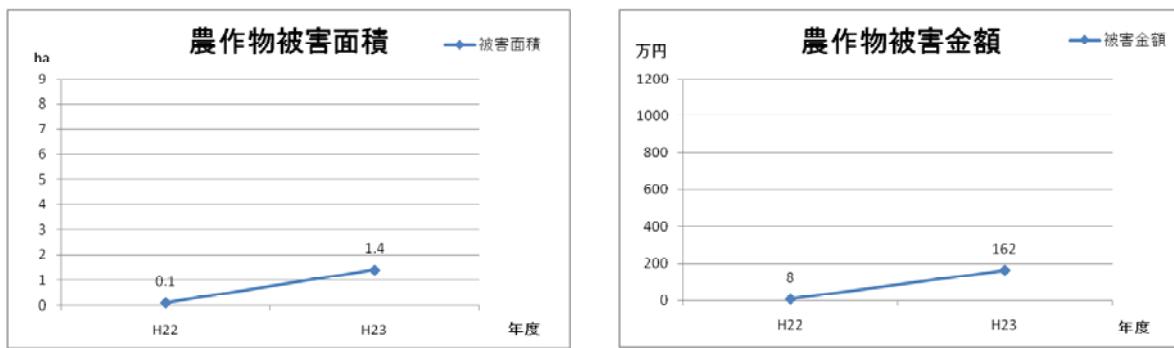


### ○農作物被害面積及び被害金額の推移



●平成19年度頃よりイノシシの目撃情報が発生し始め、平成22年度には町内全域において被害が発生するようになった。また、平成23年度には目撃情報も多發し、被害も水稻及びいも類を中心に拡大していった。また、生息数も増加傾向にある。

### ○農作物被害面積及び被害金額の推移



(3) 被害の軽減目標

ニホンザル

指 標	現状値（平成23年度）	目標値（平成26年度）
被害金額	1 7 9 万円	1 6 1 万円
被害面積	2 . 1 ha	1 . 8 ha

イノシシ

指 標	現状値（平成23年度）	目標値（平成26年度）
被害金額	1 6 2 万円	1 4 5 万円
被害面積	1 . 4 ha	1 . 2 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	近年の被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲</li> <li>・追い払いパトロールの実施</li> <li>・サル及びイノシシの捕獲檻、ワナ等の製作や購入</li> <li>・追い払い用花火の配布</li> <li>・追い払い用無線機の貸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲体制については猟友会会員により行われてきたが、高齢化及び減少により、捕獲の担い手不足が発生している。</li> <li>・銃器を用いた捕獲方法では、一定の追い払い効果を發揮しているものの、個体数調整という観点からは限度がある。</li> <li>・農作物への執着心が強く、奥山までの追い上げができないため効果が一時的になっている。</li> <li>・追い払い用の花火を地区に配布しているが、サルの学習能力により、慣れが懸念される。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵及び防護柵に対し補助を実施</li> <li>・電気柵講習会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の設置により一定の被害対策が図られているものの、適切な維持管理を行わなければ被害が未然に防げていない。</li> <li>・補助の制度の周知が町内に行き届いていない。</li> </ul>

## (5) 今後の取組方針

ニホンザルやイノシシによる農作物被害は、農業生産活動の重大な阻害要因となっており、農業者の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加、地域の農業振興にも悪影響を及ぼしている。このため、被害対策に対する住民の要望又は期待が多く、住民ともに以下の事項について積極的に被害対策を推進していく。

- ・地域自主防除体制への支援
- ・電波発信機の電波情報を活用し、銃器及び花火を使用した効果的な追い上げ、捕獲の実施
- ・電気柵設置の普及拡大
- ・防除施設への助成
- ・電波発信機の装着
- ・個体数及び誘導域の調査
- ・誘引要因除去の指導及び啓発
- ・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の指導
- ・農地周辺の里山管理の啓発や助言
- ・接近警報システムを活用した効果的な追い上げの実施
- ・農林業者自身による狩猟免許の習得支援
- ・狩猟免許取得推進事業の実施
- ・広域連携を活かした追い払いの実施

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

七ヶ宿町農作物有害鳥獣対策協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・野生鳥獣による農林作物等被害調査・鳥獣被害対策実施隊への捕獲依頼</li></ul>
七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊 (隊員数 8名)	<ul style="list-style-type: none"><li>・捕獲依頼に基づく捕獲活動の実施</li><li>・追い払いの実施</li></ul>

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成24年度 ～ 平成26年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"><li>・電波発信機の電波情報を活用し、銃器及び花火を併用した効果的な追い払い、捕獲の実施</li><li>・電波発信機の装着</li><li>・個体数及び誘導域の調査</li><li>・捕獲用檻、捕獲用ワナの導入</li></ul>
平成24年度 ～ 平成26年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"><li>・個体数調整の実施</li><li>・捕獲用檻、捕獲用ワナの購入</li></ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の考え方

ニホンザルの生息状況調査及び個体数調整におけるモニタリング調査による生息数の推定を行う。

また、ニホンザル及びイノシシの地域的な被害状況及び捕獲実施区域の現状を考慮し捕獲計画数を設定する。

※「第二期宮城県ニホンザル保護管理計画」により毎年度作成するニホンザル保護管理実施計画との整合性を図るものとする。

※「宮城県イノシシ保護管理計画」により毎年度作製するイノシシ保護管理実施計画との整合性を図るものとする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	24年度	25年度	26年度
ニホンザル	150頭	150頭	150頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭

#### 捕獲等の取組内容

銃器及び箱ワナを使用し、捕獲・追い払いを実施する。また、効率的な捕獲、追い払いを行うため電波発信機を有効活用し、ワナの増設をしていく。

### (4) 許可権限委譲事項

なし

## 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成24年度 ～ 平成26年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自主防除体制への支援</li> <li>・電気柵設置の普及拡大</li> <li>・防除施設への助成</li> <li>・誘引要因除去の指導及び啓発</li> <li>・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の指導</li> <li>・農地周辺の里山管理の啓発や助言</li> </ul>
平成24年度 ～ 平成26年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自主防除体制への支援</li> <li>・電気柵設置の普及拡大</li> <li>・防除施設への助成</li> <li>・誘引要因除去の指導及び啓発</li> <li>・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の指導</li> <li>・農地周辺の里山管理の啓発や助言</li> </ul>

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	七ヶ宿町農作物有害鳥獣対策協議会
--------------	------------------

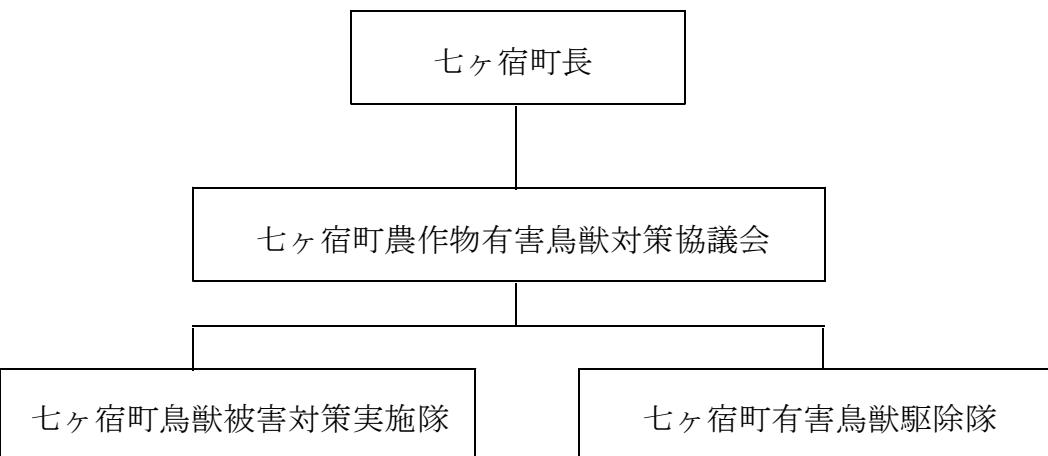
構成員の名称	役割
七ヶ宿町	事務局、被害対策全般
みやぎ仙南農業協同組合	被害対策に関する助言、被害対策の啓蒙等
宮城県大河原農業改良普及センター	被害対策に関する助言
県南農業共済組合	被害対策に関する助言
七ヶ宿町森林組合	被害対策に関する助言
自然保護員	自然保護等に関する助言
白石刈田猟友会七ヶ宿支部	捕獲許可に基づく捕獲の実施
地区代表者	被害対策に関する助言、地区の集約等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会	広域的な被害地域のネットワークの充実化により、さらに効率かつ効果的な事業実施(国庫事業の活用等)を図る
宮城のサル調査会	地域の実情にあつた効率的かつ効率的な被害防止対策に関する助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊体制図



※七ヶ宿町長が指示する対象鳥獣については「七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊」依頼し、その他の鳥獣に対しては「七ヶ宿町有害鳥獣駆除隊」に依頼する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋葬処理及び自家消費とする

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項